平成２８年（フ）第１０７号
青森市大字幸畑字松元73番地２　ラ・ネージュポムＣ―101
債務者　高橋　智久
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
青森県つがる市稲垣町千年清橋22番地２
債務者　佐々木雅子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
青森県北津軽郡中泊町大字高根字小金石893番地２
債務者　赤石　樹哉
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第７２１号
愛知県春日井市弥生町1996番地６
債務者　尾村組こと　尾村　幸生
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８２２号
名古屋市港区川間町１丁目256番地　サンハウスマスダ305号
債務者　枡岡　竜哉
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４５号
和歌山市善明寺615番地27　鳴滝団地32棟303
債務者　池田　義枝
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４６号
和歌山市市小路65番地２　ニューあおい102号
債務者　坂上　淳子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６５号
和歌山市北野229番地１　ライオンズマンション和歌山紀伊1312号、前住所和歌山市宇田森９番地40
債務者　齋藤　美紀（旧姓芋月）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７９７号
愛知県知多郡南知多町大字師崎字鳥東41番地
債務者　中村　彰男
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７８号
名古屋市天白区植田南１丁目303番地　柊三番館Ｂ棟203号
債務者　横江　利治
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３号
山口市大内御堀1610番地７　いのうえコーポＥ―13
債務者　堂込美津枝
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４２８０号
東京都足立区東和３丁目７－６
債務者　高橋　信子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３２３号
東京都東久留米市本町２丁目８―13―101
武井方
債務者　谷岡　雅久
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３３９号
東京都府中市住吉町４丁目51―20―202
債務者　古谷　達臣
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３７０号
東京都江東区東砂８丁目18―22―216
債務者　阿部　満恵
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４３７３号
東京都足立区保木間２丁目31―２―202
債務者　板垣　　実
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部